

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社ミンカブ・ジ・インフォノイド		コード	4436
提出日	2025/7/7	異動（予定）日	2025/6/26	
独立役員届出書の提出理由	2025年6月26日開催の定時株主総会に社外取締役の選任議案が付議されるため			
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	吉村 貞彦	社外取締役	○														○	有
2	石橋 省三	社外取締役	○														○	有
3	尾崎 恒康	社外取締役	○														○	新任 有
4																		
5																		

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	該当事項なし	吉村貞彦氏は、公認会計士として大手監査法人の要職に就かれ、豊富な経験と高度な専門知識を有しており、それらに基づく専門性と知見を活かした様々な助言及び意見をいただけると判断し、社外取締役として選任しております。また、吉村氏は当社株式を保有しておりますが、本書提出日現在の保有率は0.04%と僅少であり、社外取締役の役割において一般株主と利益相反が生じる恐れがなく独立性を害することがないと判断し、独立役員に指定いたしました。また、吉村貞彦氏は、当社会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の要職にありましたが、退職後16年以上経過しており、独立性は担保されるものと判断し、独立役員に指定いたしました。
2	該当事項なし	石橋省三氏は、大手証券会社を経て上場会社を含む複数の法人の役員や理事を務め、会社経営や組織運営に関する豊富な経験と知見を有し、当社の経営に対する様々な助言及び意見を頂くことを期待し選任しております。石橋氏は当社株式を保有しておりますが、本書提出日現在の保有率は0.27%と寡少であり、社外取締役の役割において、独立役員の要件を満たし一般株主と利益相反が生じる恐れがなく独立性を害することがないと判断し、独立役員に指定いたしました。
3	該当事項なし	尾崎恒康氏は、弁護士として豊富な経験と知識を有しており、それら様々な意見及び助言に基づく専門性と知見を活かした様々な助言及び意見をいただけると判断し、社外取締役として選任しております。また、尾崎氏は当社株式を保有しておらず、社外取締役の役割において、独立役員の要件を満たし一般株主と利益相反が生じる恐れがなく独立性を害することがないと判断し、独立役員に指定いたしました。
4		
5		

4. 補足説明

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。